

地方自治法第8条第2項の規定による町としての要件に関する条例

昭和28年12月28日
山形県条例第44号

町となるべき要件に関する条例を改正する条例をここに公布する。

町となるべき要件に関する条例を改正する条例

昭和23年3月県条例第7号町となるべき要件に関する条例を次のように改正する。

地方自治法第8条第2項の規定による町としての要件に関する条例

第1条 町となるべき普通地方公共団体は、おおむね次に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 人口8千以上を有すること
- (2) 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が5百戸以上であること。
- (3) 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内にある商工業その他の都市的業態に従事する者の戸数が当該市街地形成区域内にある全戸数の6割以上であること。
- (4) 官公署、会社、工場、金融機関、教育文化施設等が所在し、交通及び通信機関が整備されていること。
- (5) 病院、診療所、劇場、映画館等の施設が設けられていること。
- (6) 商工業その他の都市的業態に従事する者の数が漸次増加の傾向にあること。

第2条 2以上の町村の区域の全部又は一部をもって町村を置き、又は町村の区域の全部若しくは一部を他の町村に編入することで町村の数の減少を伴う場合において廃止する町村の中に町があるときは、新たに設置され、又は他の町村の区域の全部又は一部を編入した町村は、前条の規定にかかわらずこれを町とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。